

行方市立小・中学校跡地等利活用実施計画（案）

に対する意見と市の考え方

○意見募集の時期：平成26年1月20日（月）～平成26年2月18日（火）

○提出者数：7人

○意見件数：5件

案に対する意見等（要旨）	市の考え方
<p>学校跡地は市にとって貴重な財産である。市の財源確保や将来への投資に繋がるよう、研究施設、再生可能エネルギー関連施設、社会福祉施設、集合住宅、植物工場等の施設用地として有効に活用いただきたい。また、市民団体やNPO法人等の事務所として活用したらどうか。</p>	<p>学校跡地は、地域住民の暮らしのよりどころとなってきた市民の貴重な財産であることから、有効に活用していきたいと考えております。学校個別の具体的な利活用策については本計画（案）においてとりまとめていないことから、今後検討していくこととなりますが、地域住民の皆様の御意見を参考としながら、市の産業の発展や地域の活性化に繋がるよう取り組んでいきたいと考えております。</p>
<p>社会体育施設や社会福祉協議会等の公共公益施設として活用する学校施設の耐震化については、利用状況等に応じて検討すべきである。また、これから人口が更に減少していくことを考慮すると、これらの施設についても利用者の減少が予想されることから、将来的な売却について記載すべきではないか。</p>	<p>公共公益施設として活用を計画している学校施設の耐震化については、利用状況等に応じて検討していきたいと考えておりましたが、現在の計画（案）の記載内容では不十分であることから再度内容を検討させていただきます。また、将来的な売却に関しましても、次世代の負の財産とならぬよう、施設の利用状況や代替となる新たな施設の建設計画等に応じて検討していく必要があることから、内容を検討させていただきたいと考えております。</p>
<p>学習センターや公民館等の集会施設が隣接している学校跡地については、利用者のための進入路や駐車場等を確保すべきである。</p>	<p>集会施設等が隣接する学校跡地の売却・貸付を行う際には、進入路や駐車場等の確保について地元住民の皆様と調整を図ったうえで実施させていただきたいと考えております。</p>

<p>それぞれの地区で、消防団やスポーツ少年団、地域行事等で学校を利用している実情があるので、それに即した利活用計画にするべきではないか。</p>	<p>具体的な利活用がされるまでの間は、住民や市民団体の自主責任による暫定利用を認めることとしておりますので、できるだけ多くの住民や市民団体に利活用いただけるように、期限付制度を設けるなど調整を図っていきたいと考えております。</p>
<p>津澄小学校の校舎を社会福祉協議会事務所等の福祉施設として、津澄及び武田小学校の運動場をグランドゴルフやクロッケー場等の健康増進施設として整備していただきたい。</p>	<p>社会福祉協議会については、小高小学校の学校施設を利用する計画となっております。これは本市の地理的中心地に位置しており、全体へのアクセス性に優れるためです。津澄小学校の校舎については、建築基準法に定める耐震性を満たしていることから、公共公益施設としての一体的な活用を最優先に検討させていただきます。</p> <p>また、武田小学校の運動場については、社会体育施設として利活用を行う計画です。施設の内容については、地域住民の皆様の意見を参考としながら検討させていただきたいと考えております。</p>